

栗東市創業支援融資 利子補給金ののご案内

栗東市では、新産業や新事業を創出し、本市の経済の活性化、雇用の確保を図ることを目的として、創業のために必要な資金の融資を利用した事業者に対し利子補給を行います。

1. 対象となる融資資金

(株)日本政策金融公庫（以下、「日本政策金融公庫」といいます。）における融資制度のうち、新規開業向けの融資制度及び新型コロナウイルス感染症特別貸付を対象とします。**新型コロナウイルス感染症特別貸付については、中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給制度の対象者は本市補給制度の対象外となります。**

《例》新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金など

注意：事業所開設状況の確認のため、市の職員が現地に伺うことがあります。

2. 対象者

次の要件をすべて満たす方を交付対象者とします。

- (1) 市内で開業を予定していること、又は開業していること。
- (2) 日本政策金融公庫への融資申し込み時点で税務申告2期未満であること。
- (3) 対象資金を当初の約定どおりに償還していること。
- (4) 市区町村民税を完納していること。

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- ・栗東市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員関係者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者
- ・公序良俗に反する事業や公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者
- ・対象となる融資資金について、他制度[※]での利子補給金の交付を受けた者

※例：中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給制度

3. 利子補給率等

利子補給率	上限額	備考
年1. 0%以内	年15万円	1事業者あたり15万円を上限に、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に対して補給します。

※交付申請の総額が予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用されることがあります。

※利子補給率は融資利率を上回らない率となります。

※利子補給金額は、支払った利子額の範囲内で、1,000円未満は切り捨てとなります。

※利子の支払日のうち、約定返済日が金融機関の休業日に当たることにより、支払日が当該休業日の翌営業日となったものについては、約定返済日に支払われたものとして算定します。

4. 利子補給金の対象期間

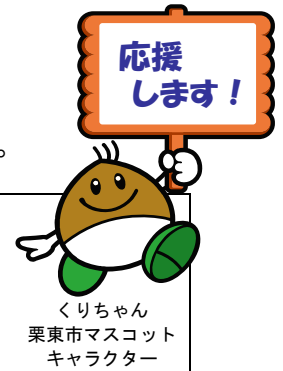
- ・利子補給を受けることができる期間は最大で36ヶ月です。
- ・市外移転、事業の中止・廃業などの場合は、その時点（月）までとなります。

【お問合せ先】

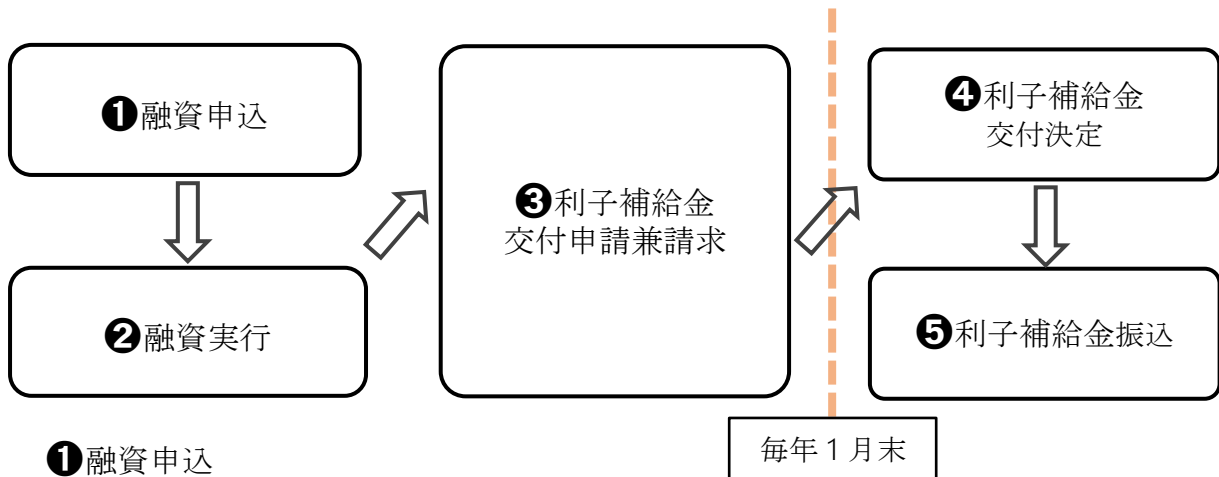
栗東市環境経済部商工観光労政課商工・地域経済振興係

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号（庁舎2階）

電話：077-551-0236 Fax：077-551-0148 E-mail:shoukan@city.ritto.lg.jp



5. 利子補給金交付の流れ



① 融資申込

- ・ 日本政策金融公庫へ融資申込をします。

② 融資実行

- ・ 日本政策金融公庫より資金が振り込まれます。

③ 利子補給金交付申請兼請求

- ・ 毎年1月末までに「栗東市創業支援融資利子補給金交付申請書兼請求書」及び添付書類を市（栗東市商工観光労政課）に提出します。

【添付書類】

- ・ 償還予定表（写し）
- ・ 支払（済）額明細書（写し）及び利息支払証明書（原本）
- ・ 市区町村民税の完納を証明する書類（原本）
- ・ 個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）
- ・ 市内で開業していること、又は市内で開業しようとしていることを確認できる書類など
- ・ 振込先が確認できる書類（通帳表紙及び表紙裏等）

④ 利子補給金交付決定

- ・ 交付申請書の受理後、市は内容を審査し、可否を「栗東市創業支援融資利子補給金交付決定通知書」により事業者へ交付決定を行います。

⑤ 利子補給金振込

- ・ 利子補給金交付申請書兼請求書に基づき、市から指定の口座に補給金を振り込みます。

※ 2年目以降は、③～⑤の手続きを行なっていただきます。